

内閣参質一九六第一二二八号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「道徳」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員山本太郎君提出いわゆる「道徳」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「道徳」という言葉は様々な文脈で用いられており、その「認識及び定義」について一概にお答えすることは困難であるが、道徳とは、一般に、ある社会で、その成員の社会に対する、あるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている規範の総体等を意味するものとされていると承知している。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十
三号）において、特別の教科である道徳では、第一学年及び第二学年で「うそをついたりごまかしをした
りしないで、素直に伸び伸びと生活すること。」等を、第三学年及び第四学年で「過ちは素直に改め、正
直に明るい心で生活すること。」等を扱うことと定められている。

四から八までについて

お尋ねの「道徳科の内容における「うそをついたりごまかしをしたり」に当てはまる」、「道徳科の内

容で求めている「過ちは素直に改め」に反する行為、すなわち「過ちを素直に改めない」行為に当てはまる」と及び「道徳科の内容が求めている「過ちは素直に改め」に反する行為、すなわち「過ちを素直に改めない」行為に当てはまる」の趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

九について

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条の規定に基づく質問に対して誠実に答弁している。

十について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、今後とも、各小学校において小学校学習指導要領等に基づき道徳教育の充実が図られるよう、文部科学省において取り組んでまいりたい。

